

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

電源開発送変電ネットワーク株式会社
代表取締役社長
社長執行役員
鈴木 亮

電気事業法第 106 条第 3 項の規定に基づく報告徴収に係る報告について

令和 2 年 4 月 21 日付貴職発信 20200417 資第 24 号「電気事業法第 106 条第 3 項の規定に基づく報告徴収について」に対し、下記の通り報告いたします。

記

(1) 役職員による金品受領の有無及び不適切な工事発注・契約の有無について

①金品受領の有無

i) 調査の時期、方法、対象者等

以下の者に対して、郵送又は電子メールにより、金品受領についての質問状を送付した（令和 2 年 4 月 22 日～28 日実施。本年 3 月末までの電源開発株式会社における令和元年 10 月 1 日～4 日実施分を含む）。

イ) 現職および本年 3 月末までの電源開発株式会社における過去 10 年間の取締役、監査役、執行役員（社外取締役および社外監査役を除く）（対象者数 8 名）

ロ) 現職および本年 3 月末までの電源開発株式会社における過去 10 年間の送变电部門の部長並びに資材調達部門の部長及び室長（対象者数 10 名）

ii) 調査結果

対象者全員となる計 18 名から書面（電磁的方法を含む）により回答を得た（回答率 100%）。その結果、社交的儀礼の範囲を超える金品の受領が無いことを確認した。

また、内部通報窓口における過去 10 年間の受付・対応記録（本年 3 月末までは、電源開発株式会社における記録。総数 77 件）について、保存されている電磁的記録を確認した。その結果、社交的儀礼の範囲を超える金品の受領は認められなかった。

②不適切な工事発注・契約の有無

i) 調査の時期、方法、対象者等

工事発注・契約に係る実質的な権限（注）を有する上記イ) およびロ) の者に対して、郵送又は電子メールにより、事前の発注約束、特定の業者への未公表の個別工事内容や発注予定額の情報提供、合理的理由のない発注先選定・発注額決定にあたる不適切な発注・契約事例の有無についての質問状を送付した（令和2年4月22日～28日実施）。

ii) 調査結果

対象者全員となる計18名から書面（電磁的方法を含む）により回答を得た（回答率100%）。その結果、不適切な工事発注・契約が無いことを確認した。

また、内部通報窓口における過去10年間の受付・対応記録（本年3月末までは、電源開発株式会社における記録。総数77件）について、保存されている電磁的記録を確認した。その結果、不適切な工事発注・契約は認められなかった。

なお、当社では発注プロセスの透明性を確保する内部統制システムを構築・運用しており、その実施状況についても毎年、監査法人のチェックを受けることとしている。

注：「実質的な権限」の考え方

一定額以上の発注・契約の決定権限は取締役会にあり、取締役会付議にあたっては経営会議（電源開発株式会社においては常務会）で審議されるため、担当部門にかかわらず、経営会議（電源開発株式会社においては常務会）に出席する取締役、監査役及び執行役員を対象とした。

また、資材調達部門は、資材契約に係る全社総括を担っており、送変電部門は、工事発注・契約の依頼元であり、仕様決定等に大きな影響力を及ぼす可能性があるため、対象とした。

(2) 電気料金値上げ時にカットされた役員報酬に対する補填の有無について

該当する役員報酬の返上・減額はなく、従って補填もない。

以 上